

国民健康保険

問合せ先 国保年金課

高齢受給者証の更新

70～74歳の国民健康保険加入者（後期高齢者医療被保険者証の対象者除く）に「国民健康保険高齢受給者証」を交付しています。8月～来年7月31日に有効な高齢受給者証は、7月中に送付します（更新手続き不要）。※来年7月31日までに75歳になる人は誕生日の前日まで有効

限度額適用認定証

対象の国民健康保険加入者は、申請すると「限度額適用認定証」（住民税非課税の国保世帯に属している人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）が交付されます。認定証を医療機関に提示すると、一医療機関（入院・外来・歯科はそれぞれ別計算）での一月の自己負担が限度額までとなります。

※現在交付している認定証の有効期限は7月末です。8月以降も必要な場合は、新たに申請が必要です。更新の手続きは7月5日（火）以降に受け付けます。

対象 次のいずれかに該当する国民健康保険加入者（後期高齢者医療被保険者証の対象者除く）
●70歳未満
●70歳以上で住民税非課税の国保世帯に属している

国保若年者基本健診

実施日	受付時間
8月25日（木）	午前9時30分～9時50分 午前10時～10時20分
8月28日（日）	午前10時30分～10時50分 午後1時30分～1時50分 午後2時～2時20分 午後2時30分～2時50分

場所 保健センター

対象 15歳以上40歳未満の泉佐野市国民健康保険加入者

定員 各50人（先着順）

自己負担金 1,000円

申込 7月19日（火）以降（日曜日・祝日除く）の午前8時30分～午後7時に（株）アイ・エヌ・ジー・ドットコム（☎0120・611・007）へ

国民健康保険料 後期高齢者医療保険料 夜間納付相談

保険料の納付および納付相談窓口を設けていますので、ご利用ください。
日時 毎月第3木曜日（祝日除く）午後5時30分～8時
場所 国保年金課

国民年金

問合せ先 国保年金課

国民年金保険料
平成28年度 申請免除・納付猶予の申請受付

納付猶予は、平成28年7月より対象者が30歳未満から50歳未満へ拡大しました。

所得基準の審査に基づき承認されると国民年金保険料の納付が「全額免除・全額猶予」「一部免除（一部納付）」されます。※毎年申請が必要ですが、前回申請時に翌年度以降の継続申請を希望し、全額免除または納付猶予の承認を受けた人は不要

■対象
対象期間 7月～来年6月分
※過去2年間に免除し忘れていた期間がある場合は、その期間についても申請できます。
所得審査対象 申請者本人、配偶者、世帯主（納付猶予の場合には本人、配偶者のみ）

■申請方法

受付 7月1日（金）以降に、市役所1階101会議室（7月19日（火）以降は国保年金課）で

必要なもの 年金手帳、印鑑（本人が署名する場合は不要）
※審査対象者が今年1月1日現在市内在住でない人や、失業を理由とする人は別に証明書などが必要です。詳しくは問い合わせてください。

■承認を受けた期間は：

- 年金を受け取るために必要な期間に含まれます。
- 障害基礎年金または遺族基礎年金の納付要件に対応します。
- 年金額算定の際、申請免除の場合は保険料を全額納めた場合と比べ、次の表の計算になります。（納付猶予の場合は年金額の計算に含まれません）

種類	年金額	
全額免除	1/2	
一部免除	4分の1納付（一部納付額 4,070円）	5/8
	2分の1納付（一部納付額 8,130円）	3/4
	4分の3納付（一部納付額 12,200円）	7/8

※一部納付額が未納のままの場合、一部免除も無効（未納と同じ）になります。



■保険料の追納

免除（一部免除は納付済期間）・納付猶予承認期間の保険料は承認を受けた月以降10年以内であれば追納（さかのぼって納めること）ができます。
※承認を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降に保険料を追納する場合は、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乗せされます。



介護保険 問合先 高齢介護課

7月に送付します
第1号被保険者の

介護保険料決定通知書

第一号被保険者（65歳以上）の介護保険料は、4月1日現在の世帯を基準に、昨年中の合計所得金額や住民税課税・非課税の状況をもとに決定し、7月初旬に各個人に通知書を送付します。

■介護保険料の納付
介護保険料は7月に決定するため、4～6月を仮徴収期間といい、普通徴収（納付書や口座振替での納付）の場合は前年度最終時点の所得段階に応じた金額を、また特別徴収（年金からの差し引き）の場合は2月の介護保険料額と同額を納付していただきます。仮徴収期間の介護保険料額と、7月に送付する介護保険料決定通知書に記載の介護保険料額（年間保険料額）との差額を7月から来年3月に納付していただきます。

■介護保険料の減免など
災害などで一時的に収入が減少したため保険料が納付できなくなった場合などに、保険料の徴収猶予や減免が受けられる場合があります。
また、生活に困窮している世帯（生活保護を受けている世帯除く）で、次の条件にすべて該当する場合は、介護保険料の一部を減額します。

■保険料の納付は納期限までに
納期限までに納付しない場合に、本来納付する保険料額に加え、督促手数料（80円）や延滞金が増算される場合があります。
また介護認定を受け、介護サービスを利用する場合は、納期限までに納めた人との公平を保つため、納付していない期間に応じた「給付制限」措置を行うことになり、1割負担でのサービス利用や、高額介護サービスの利用ができない期間が生じることがあります。
安心して介護サービスをご利用いただくためにも、保険料の納付にご協力をお願いします。

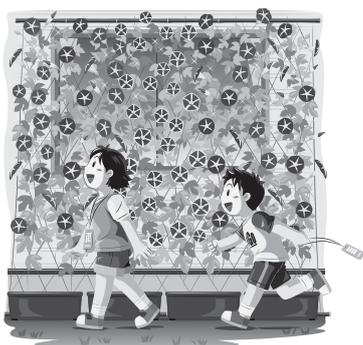
■介護保険制度が変わります
平成28年8月改正分
■特定入所者介護（予防）サービス費の支給要件を変更
介護保険で施設サービスを利用した場合、低所得者については、申請により食費・居住費（滞在費）を補助（支給）しています。
現在、世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市町村民税が非課税であって、年金収入などが80万円以下の人で一定額以上の預貯金などを持っていない人は、食費・部屋代について、利用者負担段階第2段階の負担をいただいています。

保険料額（年額）

段階	対象者	基準額に対する割合(倍)	保険料(円)
本人非課税	1 生活保護受給者、世帯非課税で高齢福祉年金受給者及び本人の前年合計所得+課税年金収入が80万円以下の人	0.45	36,045
	2 世帯全員が非課税で本人の前年合計所得+課税年金収入が120万円以下の人	0.75	60,075
	3 世帯全員が非課税で第2段階以外の人		
	4 世帯に課税者があり、本人の前年合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の人	0.9	72,090
	5 世帯に課税者があり、第4段階以外の人	1.0	80,100
本人課税	6 額本人が120万円未満	1.2	96,120
	7 額本人が120万円以上190万円未満	1.3	104,130
	8 額本人が190万円以上200万円未満	1.4	112,140
	9 額本人が200万円以上240万円未満	1.5	120,150
	10 額本人が240万円以上290万円未満	1.6	128,160
	11 額本人が290万円以上400万円未満	1.7	136,170
	12 額本人が400万円以上600万円未満	1.8	144,180
	13 額本人が600万円以上800万円未満	2.0	160,200
	14 額本人が800万円以上1,000万円未満	2.25	180,225
	15 額本人が1,000万円以上	2.5	200,250

●被保険者の所得段階が第2段階以上で、世帯全員の年間収入合計額が基準額（1人世帯108万円、2人世帯以上は世帯員1人につき54万円を加算）以下である
●だれからも扶養されていない
●活用できる資産がない
●世帯全員の預貯金、国債、地方債、その他金融資産の元本の合計金額が350万円を超えない
●被保険者に介護保険料の滞納がない

■減免内容
申請月以降の介護保険料を1段階下の所得段階保険料額に減額（申請が8月以降の場合は月割計算）
※減免には、申請書や資産調査の承諾書（家族全員分）などの提出が必要です。詳しくは問い合わせてください。



■普通徴収で納付する人は
□座振替のご利用を
□座振替を利用すると、納付のたびに金融機関に向く必要がなく、たいへん便利です。
家族の□座からの引き落としによる納付もできます。

食費・部屋代の利用者負担段階の判定に用いる収入には、現在は課税年金（老齢年金など）収入のみが対象になっていますが、8月からは非課税年金（遺族年金と障害年金）収入も含めて判定することになります。
このことにより、現在、利用者負担段階が第2段階の人のうち、非課税年金を一定額受給している場合は、利用者負担段階が第3段階になる場合があります。

税

問合先 税務課

市税の納付について

8月1日(月)は固定資産税第2期分の納期限です。忘れずに納めましょう。

また、固定資産税・市府民税第1期分、軽自動車税全期分の納期限は過ぎていきますので、まだ納付していない人は、早めに納付してください。

市税の納付には便利な口座振替を利用してください。

●納期限内に納めないとは...

督促状(一通80円の手数料を徴収)により納付を促します。

また、納期限までに納付されないときは、本来納めるべき税額のほかに延滞金が増算され、負担が増えることになります。

●さらに滞納が続くと...

納期限までに納めた納税者との公平を保ち、大切な市税収入を確保するため、やむを得ず滞納している人の財産(不動産、給与、預貯金など)すべてを調査・差し押さえし、換価(公売・取立)するなどの滞納処分を行うこととなります。



しかし、これらの滞納処分は最終手段です。このような事態がおこらないよう納期限内の納税にご協力ください。

滞納処分の状況(件)

処分内容		平成25年度	平成26年度	平成27年度
差押	不動産	59	57	40
	預貯金など債権	533	473	580
交付要求		148	150	133
抵当権の設定		0	8	0
公売	不動産	4	1	2
	動産	35	28	22

税務署からのお知らせ

申請・問合先 泉佐野税務署
☎462-3471

■所得税および復興特別所得税の予定納税

第1期分の納期限と振替納税日は平成28年8月1日(月)です。振替納税を利用していらっしゃる、納期限前日までに口座の残高を確認してください。

●予定納税とは

前年分の所得税および復興特別所得税の確定申告などに基づき計算した予定納税基準額が15万円以上である場合に、原則その3分の1相当額をそれぞれ7月(第1期分)と11月(第2期分)に納めていただくことになっていきます。

●納税する額

予定納税が必要な人には、6月中旬に所轄税務署から「予定納税額の通知書」が送付されます。この通知書に記載された第1期分の金額が納税する額です。

●予定納税額の減額申請

業況不振などの理由により、平成28年6月30日(木)の現況で、平成28年分の「申告納税見積額(年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額)」が、

所轄税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合は、予定納税の減額申請をすることができます。

●予定納税の納付

振替納税を利用している人は、納期限(平成28年8月1日(月))に指定の金融機関の口座から自動的に納付されます。納期限前日までに口座の残高をご確認ください。

それ以外の人は、納期限までに金融機関または所轄税務署窓口で納付してください。コンビニエンスストアやインターネット

トを利用して納付するなど、詳しい手続きについては国税庁ホームページをご覧ください。



簿記教室のご案内

個人事業者のみなさんのために、泉佐野税務署と共催で簿記教室を開催します。

簿記の基礎知識から複式簿記での記帳までを習得していただきます。

経営の充実および青色申告特別控除(65万円)適用のためにも、複式簿記での記帳を学んでみませんか。

日時 8月29日(月)、9月1日(木)・5日(月)・8日(木)・12日(月)・15日(木) 午後1時30分~4時(全6回)

対象 初めて簿記を学ぶ個人事業者・事業専従者

定員 30人(先着順)

講師 近畿税理士会泉佐野支部所属の税理士

教材費 2,400円

場所・申込・問合先 7月1日(金)~29日(金)に公益社団法人 泉佐野納税協会(泉佐野税務署隣 ☎462-0634 Fax462-9673)へ

